

## 平成30年度中山間地域等直接支払事業の実施状況について

### 1 概要

平成12年度に始まった本制度は、平成27年度からは平成31年度までを対策期とする第4期対策が始まりました。

第4期対策の4年目に当たる平成30年度においては、協定数は1,184協定（対前年度2協定の減少）、交付金対象農用地は12,986ha（同58haの増加）でした。

対策期の切替年度に当たる第3期最終年度（平成26年度）から第4期初年度（平成27年度）にかけて交付対象農用地は約700ha減少しましたが、4年目に入り集落での話し合いなどが進んだ結果、6割程度回復しました。

また、各種加算について、集落連携・機能維持加算では新たに3協定が、超急傾斜農地保全管理加算では新たに3協定が取組を開始しました。

### 2 実施状況

#### (1) 市町村数

すべての市町村（19市町村）で実施されました。

#### (2) 協定数

平成30年度の協定数は1,184協定であり、集落間での協定統合による減少が含まれていることによるものであり、協定統合によらない実質的な増加は4協定でした。

[協定数] (単位：協定数)

	平成30年度 A	平成29年度 B	増減 A - B
集落協定	1,134	1,135	△1
個別協定	50	51	△1
合計	1,184	1,186	△2

(注) 新規協定による協定数の増加 4

協定統合によらない協定数の減少 2、協定統合による協定数の減少 4

### (3) 交付対象農用地面積等

平成30年度の交付金対象農用地は12,986haであり、前年度から58haの増加となりました。

[農用地面積]

(単位：ha)

	平成30年度 A	平成29年度 B	増減 A-B
集落協定	12,243	12,183	60
個別協定	743	745	△2
合計	12,986	12,928	58

(単位：ha)

	田	畑	草地	採草放牧地	合計
急傾斜	6,590	58	0	440	7,088
緩傾斜	5,383	194	2	21	5,600
隠岐地区平坦地	239	28	5	0	272
高齢化・耕作放棄地率	0	26	0	0	26
合計	12,212	306	7	461	12,986

### (4) 交付金額

平成30年度に各集落協定及び個別協定に交付された交付金額の総額（国費、県費、市町村費の総額）は、1,926百万円であり、前年度から13百万円の増加となりました。

[交付金額]

(単位：百万円)

	平成30年度 A	平成29年度 B	増減 A-B
集落協定	1,883	1,870	13
個別協定	43	43	0
合計	1,926	1,913	13

### (5) 協定の取組内容

平成30年度においても、前年度同様に約8割の協定が農業生産性の向上などの前向きな活動実施を要件とする体制整備単価（交付単価の10割交付）により取り組んでいます。体制整備単価の取組内訳としては、大半の協定がC要件（集団的かつ持続可能な体制整備）を選択しています。

また、加算については、集落連携・機能維持加算による取組を31協定（対前年度3協定の増加）が、超急傾斜農地保全管理加算による取組を319協定（同3協定の増加）が実施しています。

[単価別協定数] (単位：協定数)

	平成30年度 A	平成29年度 B	増減 A－B
基礎単価	273	277	△4
体制整備単価	911	909	2
合計	1,184	1,186	△2

[単価別面積] (単位：ha)

	平成30年度 A	平成29年度 B	増減 A－B
基礎単価	1,639	1,688	△49
体制整備単価	11,347	11,240	107
合計	12,986	12,928	58

[体制整備単価の取組内訳] (単位：協定数)

	実施協定数
A要件（農業生産性の向上）	101
B要件（女性・若者等の参画を得た取組）	22
C要件（集団的かつ持続可能な体制整備）	792

(注) 延べ協定数（複数要件に取り組んでいる場合もあり）

[加算の取組内訳] (単位：協定数、ha)

	実施協定数	面積
集落連携・機能維持加算	31	1,550
集落協定の広域化支援	29	1,542
小規模・高齢化集落支援	2	8
超急傾斜農地保全管理加算	319	1,296

(注) 簡易統合した協定の計上について

平成28年度から協定統合の形態として、簡易統合（統合後も従来の協定ごとに活動を行う形態の統合）が認められたが、簡易統合した協定

は1協定として計上している。また、その中で基礎単価協定と体制整備単価協定が併存する場合には、体制整備単価協定として計上している。

#### 【用語について】

##### ① 基礎単価

適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価（体制整備単価の8割）

##### ②体制整備単価

適正な農業生産活動等に加えて、農業生産性の向上など前向きな活動に取り組む場合の単価（10割単価）で、A要件、B要件、C要件から選択して実施

###### ○A要件

農業生産性の向上への取組（①機械・農作業の共同化、②高付加価値型農業、③生産条件の改良、④担い手への農地集積、⑤担い手への農作業の委託の中から原則2つ以上を選択して実施）

###### ○B要件

女性・若者等の参画を得た取組（①新規就農者による営農、②農産物の加工・販売、③消費・出資の呼び込みの中から1つ以上を選択して実施）

###### ○C要件

集団的かつ持続可能な体制整備（協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築）

##### ③集落連携・機能維持加算

###### ○集落協定の広域化支援

複数集落以上が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合に協定農用地全体に加算される。

###### ○小規模・高齢化集落支援

本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合に新たに取り込んだ農用地面積に加算される。

##### ④超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算される。